

## 医療保険制度に関する改正等について

## 1 令和7年度予算で実施されるもの

## ●令和7年度税制改正

## (1) 国保税課税限度額の引上げ

区 分	課税限度額		
	現行	令和7年度から	差額
医 療 分 (基礎課税分)	<u>65万円</u>	<u>66万円</u>	1万円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	<u>24万円</u>	<u>26万円</u>	2万円
介 護 納 付 金 分	17万円	17万円	据置き
計	<u>106万円</u>	<u>109万円</u>	3万円

⇒ R7影響額：約1,653千円 収入増（国保税）

## (2) 軽減判定所得基準額の見直し

## ■軽減判定所得（現行）

7割軽減基準額＝基礎控除額43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額＝基礎控除額43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）  
＋29.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）  
＋54.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）



## ■軽減判定所得（改正案 令和7年度から）

7割軽減基準額＝基礎控除額43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）

5割軽減基準額＝基礎控除額43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）  
＋30.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）  
＋56万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

\*65歳以上の方の公的年金所得からは、さらに15万円までを控除した所得で判定。

\*「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した者で、後期高齢者医療制度の被保険者となったあとも継続して同一の世帯に属する者をいう。

⇒ 国は、生活水準が変わらなければ引き続き軽減対象とする見直しであるため、対象者の拡大は意図していないことから、予算には反映していない。

2 その他、後年度に実施される社会保障（医療保険）制度改革関係等

●高額療養費制度の見直し（令和7年度から）（別紙資料）

●子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う所要の措置（別紙資料）